

介護保険サービス・障害者総合支援サービス事業

サービスを利用するには？

事前に申請し、認定を受ける必要があります。お近くの市役所窓口にご相談ください。

居宅介護支援

利用者が自宅で自立した生活をするために、介護支援専門員（ケアマネジャー）が介護計画（ケアプラン）の作成やサービスの調整を行います。

※基本的に利用料金が発生することはありません。

訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）が、自宅を訪問して入浴・排せつ・食事・外出などの身体介護、調理・洗濯・掃除・買い物などの生活援助、生活などに関する相談や助言などを行うサービスです。

1時間 生活援助 225 円～ 身体介護 388 円～

訪問入浴介護

浴槽を積んだ移動入浴車で自宅に訪問し、入浴介助を行うサービスです。

全身浴 1 回 1,234 円～
清拭・部分浴 1 回 864 円～

通所介護

自宅から送迎し、日帰りで施設（デイサービス）に通います。利用される方の心身の機能維持を目的に食事や入浴、レクリエーションなどを提供し、社会的孤立感の解消、家族の精神的な介護負担の軽減を図りながら在宅生活の継続を支援します。

1 日 1,191 円～（食事・おやつ代を含む）

※料金はあくまでも目安です。また、法令の改正によって金額が変わることがあります。

【本所・支所・事業所一覧】

本 所	〒719-3201 真庭市久世 2928 (久世保健福祉会館内) 電話 (0867) 42-1005 FAX (0867) 42-2263 ホームページ http://www.maniwa-shakyo.or.jp メール m.shakyo@gmail.com						
北房支所	〒716-1433 真庭市下皆部 248 (真庭市役所北房振興局内) 電話 (0866) 52-2900 FAX (0866) 52-4255	湯原支所	〒717-0403 真庭市下湯原 47 (湯原保健福祉センター内) 電話 (0867) 62-7111 FAX (0867) 62-3181				
落合支所	〒719-3143 真庭市下市瀬 558-1 (落合老人福祉センター内) 電話 (0867) 52-1519 FAX (0867) 52-0661	中和支所	〒717-0513 真庭市藤山下和 1801 (中和デイサービスセンター内) 電話 (0867) 67-2757 FAX (0867) 67-7229				
勝山支所	〒717-0013 真庭市勝山 68-2 (勝山保健福祉センター内) 電話 (0867) 44-5091 FAX (0867) 44-2377	八束支所	〒717-0503 真庭市富山根 154-1 (八束老人福祉センター内) 電話 (0867) 66-7151 FAX (0867) 66-7152				
美甘支所	〒717-0105 真庭市美甘 4134 (真庭市役所美甘振興局内) 電話 (0867) 56-7008 FAX (0867) 56-2033	川上支所	〒717-0602 真庭市藤山上福田 425 (川上保健福祉センター内) 電話 (0867) 66-3920 FAX (0867) 66-3080				
南事業所	〒719-3143 真庭市下市瀬 558-1 (落合老人福祉センター内) 電話 (0867) 52-1567 居宅介護支援 電話 (0867) 52-1571 訪問介護・訪問入浴介護 FAX (0867) 52-0661			北事業所	〒717-0403 真庭市下湯原 47 (湯原保健福祉センター内) 電話 (0867) 62-7111 FAX (0867) 62-3181 居宅介護支援・訪問介護・通所介護・短期入所生活介護・特別養護老人ホーム		

平成 29 年 7 月 発行

まいにちにこここわになって みんなでつくる 福祉のまち



「社会福祉協議会（社協）」ってなに？

「地域福祉を推進する営利を目的としない民間組織」として「社会福祉法」に位置づけられています。それぞれの市町村で、地域住民、ボランティアや福祉関係者、行政や保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな福祉活動を行っています。

社会福祉法人 真庭市社会福祉協議会

地区社会福祉協議会（地区社協）

住民自身が生活する地区の困りごとを自分たちのこととしてとらえ、解決に向けて一人ひとりが自発的に地域ぐるみで取組む活動組織です。真庭市社協では、小学校区程度の範囲で地区社協設置を推進しており、市内34地区社協が活動しています。

【このような活動をしています】

- ・見守り、声かけなどの支えあい活動
- ・ふれあい交流活動
- ・学びや伝統を伝える活動 など



河内地区福祉の村づくりの友愛訪問活動（落合）

会員を募集しています!!

社会福祉協議会は、みなさまからの会費を財源に地区社協や地域助けあい事業、福祉委員活動の活性化、座談会など身近な地域の福祉活動充実に向け取組みを進めています。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりのために、社協会員会費へのご理解を頂き、一人でも多くの方に地域福祉活動を支えていただきますようご協力をお願いします。

一般会員（個人・世帯） 1口 1,000円 特別会員（企業・団体） 5口 5,000円

地域助けあい事業

地区社協を基盤に見守りネットワークの整備を目的としています。

地区社協と真庭市社協とが連携した定期的な見守り活動を基本とした事業です。また、ちょっとした手助け（ゴミの分別・買い物の代行など）が必要な方には、ご近所の方（協力会員）がお手伝いをする有償サービスをご紹介します。



助けあい会議（八束）
住宅地図を広げて地域の状況を確認し、見守り体制の充実を図ります。

ふれあい・いきいきサロン

一人暮らし高齢者、家に閉じこもりがちな高齢者・障がい者（児）及び子育て中の親・子ども等の孤立感や不安を解消する「ふれあいの場づくり」「仲間づくり」のための活動です。

お茶会や、ちょっとした体操を行うなど無理なく集える交流の場になっています。

- *サロン体験ができる「出前サロン」もしています。
- *食事や茶話会、講師料への助成があります。
- *講師紹介やレクリエーション道具の貸出しなどお気軽にご相談ください。



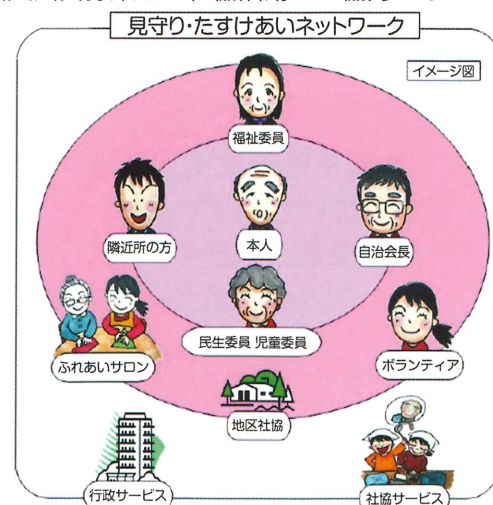
高鶴部いきいきサロン（北房）

福祉委員

各自治会に福祉委員を委嘱しています。最も大切な役割は、地域の身近な「見守り役」として、困りごとを早期に発見していただくことです。自治会長や民生委員児童委員と連携をとり、地域住民の情報把握に努めます。

【このような活動をお願いしています】

- ・困りごとの発見や社協などへの伝達
- ・福祉に関する情報提供
- ・地域福祉活動への参加協力
- ・会員会費募集など社協活動への協力 など



ボランティア したい・してほしい

本所に「ボランティア市民活動センター」を設置し、ボランティアの普及と活動支援、登録されている個人・団体・NPOの方々等と連携し、活動の推進に取組んでいます。また、各支所には、身近な相談窓口として「ボランティアステーション」を設置し、相談、調整、活動の支援を行います。

また、真庭市で災害が発生した場合には、「災害ボランティアセンター」を設置し、地域の困りごとの把握、ボランティアの受付・ボランティアを受けたい人との調整などを行います。

*安心して活動するために「ボランティア活動保険」

活動中におこる様々な事故に備えて無償で活動するボランティアの方々を補償する保険です。社協で加入を受付けます。

貸出します

福祉機器・介護用品貸出サービス

真庭市在住の高齢者、障がいがある方などに車いすなどの福祉機器を貸出します。福祉教育やボランティア活動でもご活用ください。

※介護保険法や、障害者総合支援法で貸出し・購入ができる方は、制度内のサービスが優先されます。

（貸出用品）

- ・電動ベット、ギャッジベット
- ・車いす
- ・高齢者疑似体験セット
- ・点字版



福祉車両（車いす送迎車）貸出サービス

真庭市内の車いす使用者の家族やボランティアの方などに、福祉車両（車いす送迎車）を貸出します。

利用者負担は、使用分のガソリン代で最長4日間貸出します。予約は1か月前から可能です。

※利用には申請が必要となります。事前に本所、各支所にお問合わせください。



善意銀行にご協力ください

社会福祉協議会では、皆様から広く善意の寄付を受付けています。いただいた寄付は、社会福祉協議会の行う以下の事業に活用させていただいています。

- ・市内のボランティア団体への活動補助金・貸出車両の整備・火災などの災害に遭われた方に見舞金など

困りごと ご相談ください

総合相談

各支所専門員が、地域での困りごと、福祉に関する相談などをお受けし、関係機関と連携しながら解決に向けて支援します。



心配ごと相談所

日常の様々な心配ごとについて相談を受付けています。対応相談員は民生委員で、秘密は固く守られます。開設日は、毎月発行の社協だよりをご覧ください。

日常生活自立支援事業

高齢者、障がいがある方など判断能力が十分でない方の権利や利益を保護し、地域で自立した生活が送れるように公共料金の支払いなど日常的な金銭管理や福祉サービス利用の援助を行います。

法人後見事業

病気が障がいによって判断能力が不十分な方の権利を守るため社協が成年後見制度の後見人・保佐人・補助人となって日常生活の支援を行います。

生活福祉資金貸付制度

低所得者、障がい者、高齢者に対して、資金貸付と必要な相談援助を行い、経済的自立と生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加の促進を図り、安定した生活を確保することを目的としています。

福祉のこころを育む活動

福祉教育

学校での福祉教育を支援しています。子どもたちの福祉の心を育むために、成長段階にあわせた取り組みやすい福祉教育を進めています。

お気軽にご相談下さい!!

企業や福祉・医療関係者などを対象に「出前福祉教室」も行っています。

（貸出物品）

車いす、点字版、アイマスク、高齢者疑似体験セット（大人用・子供用）



草加部小学校の高齢者疑似体験（久世）